

全国司法書士女性会FAX通信304号 (2017年5月号)

発行責任者 会 長 大 城 節 子
事務局 〒579 - 8036大阪府東大阪市鷹殿町 1 - 7
司法書士法人東大阪前川滝川事務所内
Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460
e-mail joseikai@aoitakigawa.com
<http://shihosyoshi-joseikai.com/>

全国司法書士女性会の研修会

会長 大 城 節 子

新緑の候、爽やかな季節になりました。
皆さまにはお元気にご活躍の事とお慶び申し上げます。

さて、全国司法書士女性会は2月から3月にかけて東京・名古屋・京都・福岡会場において「要件事実論」研修会を開催致しました。

今回は、交通事故訴訟を重点的に民事訴訟法の徹底研修会を開催致します。

講師には月報にご執筆いただいている 同志社大学法学部教授 川嶋四郎先生を招聘してじっくり4時間の研修会です。

女性会会員でない方も、女性も男性も受講可能、研修単位付与申請ができます。是非 ご参加下さい。

なお、ご参考までに、「要件事実論」名古屋会場の講師、長谷川鉦治弁護士のレジュメを お送りします。ご参考になさって下さい。

民事訴訟法徹底研修会のご案内

主催 全国司法書士女性会

皆様には、ご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

この度、全国司法書士女性会による民事訴訟法徹底研修会を開催致します。

講師には「月報 司法書士 1月号 539」「特集 本人支援型の裁判」「司法書士業務における「自助支援型モデル」のあり方 法曹モデルの参照と裁判関係書類作成業務のあり方を中心として」をご執筆頂いた、同志社大学法学部教授 川嶋四郎先生をお招き致しております。

女性会会員でない方も、女性も男性もお申込み頂けて、研修単位付与可能です。

この研修会を、皆様の実力アップ&スキルアップにお役立て下さい。

記

テーマ 民事訴訟法 総論 & 各論（司法書士が扱う交通事故訴訟）
日時 2017年6月24日（土）13時～17時（4単位）
場所 メルパルク京都（京都駅前）
講師 同志社大学法学部教授 川嶋 四郎 先生

* 参加費は無料、定員は 30名（申込み先着順）です。
* お申込み・質問の締め切りは 2017年6月15日です。
申込書は、下記申込書に必要事項ご記入の上、FAX送信お願いいたします。

FAX 072-683-8305（司法書士法人鵜川事務所）

参 加 申 込 書

2017 年 月 日

1 . 所属会

2 . お名前

3 . T E L

4 . F A X

[質問事項]

(時間の都合上又は内容によりお答えできない場合もありますのでご容赦下さい。)

訴訟における要件事実の機能と民事事件の現状

平成 29 年 2 月 24 日

弁護士 長谷川 鉦治

第 1 民事事件の解決の実際

1 訴訟前の解決（和解）が，民事事件の約 50 パーセント

訴訟上の和解が，訴訟事件の約 70 パーセント

判決の言渡しとなる事件は，訴訟事件約 30 パーセント（全事件の約 15 パーセント）

民事事件の事案の真相は解明が困難であり，（残念ながら）客観的証拠も乏しいことが多い。妥協してできるだけ早期かつ円満な解決を図るべき。

刑事事件の事案の真相の解明

捜査権によりある程度解明できる。弁護士はどう対応すべきか。

オレオレ詐欺事件 - 詐取されたお金はどこへ？

オウム真理教事件 - 毒ガスは誰が作ったか？オウム真理教の狙いは？

真相を解明したい民事事件

依頼者死亡事件 - 死亡事件の犯人の可能性のある元内縁の妻の突然の自殺！？真相は闇の中か？

2 訴訟前の和解の活用（最近活用している）

民事訴訟法 275 条

民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。

引渡し債務について執行力を得られるので、後に訴訟提起の必要がない。

ただし、安易な利用を防止するため、紛争が現実に存在するかどうか簡裁でチェックを受ける（ことがある）。

引渡し債務について執行力を予め得ておきたい場合などについて司法書士

業務に活用できると思われる。

[訴訟前和解の事例]

第1 請求の趣旨

別紙「和解条項(案)」記載のとおり和解を求める。

第2 請求の原因及び争いの実情

- 1 申立人と相手方は、平成28年11月21日、別紙物件目録記載の区分建物及び土地(以下「本件不動産」という。)の売買契約を締結し、同日、申立人は相手方に対し売買代金500万円を支払い、同不動産の所有権を取得した。
- 2 しかるに相手方は移転先となる場所が見つからず、仕事ができないことなどを理由に本件建物の明渡しを拒んでいる。相手方によれば上記売買代金の全額はすでに債務の返済に充てているということであった。
- 3 申立人と相手方は古くからの付き合いがあり、申立人としては相手方の窮状を理解し、相手方に対して、本件建物の明渡し期限を平成31年10月31日までとすること、及び同明渡し期限までの間、賃料相当損害金として1か月15万円の割合による金員を同建物の明渡し時に支払うことを条件に同建物の占有使用を認めることとした提案を行ったが、相手方からは、同明渡し期限をさらに延長して欲しいといった申し出がある上、今後も相手方の窮状、生活状況等が改善される見込みも乏しいため、同明渡し期限内に同不動産の明渡しと賃料相当損害金の支払いがなされる可能性は極めて低いものといえる。
- 4 そこで、申立人と相手方は、本件建物の明渡しを巡る紛争を早期に解決し、その解決のためには債務名義を得ておく必要もあるため、別紙和解条項のとおり和解をするため本申立に及んだ次第である

(別紙)

和解条項案

- 1 相手方は、申立人に対し、別紙物件目録記載の区分建物及び土地持分(以下「本件不動産」という。)につき、申立人が所有権を有することを確認する。
- 2 申立人は、相手方に対し、本件建物の明渡しを平成31年10月31日まで猶予し、相手方は

申立人に対し、同日限り本件建物を明け渡す。

- 3 相手方は、申立人に対し、本件建物の賃料相当損害金として、平成28年11月21日から前項の同建物の明渡しに至るまで1か月15万円の割合による金員を支払う。ただし、同損害金の支払時期は平成31年10月31日限りとし、平成31年11月1日から同建物の明渡しに至るまでの同損害金は毎月末日限りとする。
- 4 相手方は、本件不動産の占有使用中、その占有を第三者に移転し、又は転貸し、若しくはそれらの占有名義を変更してはならない。
- 5 申立人と相手方とは、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 6 和解費用は各自の負担とする。

3 調停事件

調停には強制力がないため、不成立となることが意外に多いが、争点が解明でき、和解のきっかけとなる可能性はある。

4 和解を成立させるテクニック

- (1) 事件の結論の見極め(勝訴の可能性)
- (2) 和解のタイミングと内容の検討
- (3) 依頼者への説得(依頼者との信頼関係の構築、敗訴の可能性、上訴の負担、早期解決による再出発)

第2 要件事実の前提となる用語の説明

- 1 **民事裁判**とは、相手方に対し、権利(訴訟物)から発生する請求権の存在を主張し(判決手続)、その履行を求める手続(執行手続)をいう。
- 2 **要件事実(主要事実)**は、訴訟物(権利)を発生させる要件となる具体的事実をいう。
- 3 **証明責任**とは、裁判所がある事実についての存否をいずれにも確定できない場合にも判決を可能にするために、その事実の存在又は不存在を擬制して法律効果の発生又は不発生を判断するが、その結果として、当事者の一方が被る不

利益のことをいう。

- 4 証明責任の分配とは、各主要事実についてどちらの当事者が証明責任を負うかの定めをいう。

通説である法律要件分類説によれば、証明責任の分配は、実体法の構成要件の定め方と法条適用の論理的順序から定まる。

- 5 請求原因とは、訴訟物である権利関係の発生原因となる事実で、訴訟上の請求の特定に必要なものをいう。請求原因は訴状の必要的記載事項である。

民事訴訟法 133条 2項

- 2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当事者及び法定代理人
- 二 請求の趣旨及び原因

- 6 抗弁とは、原告の請求を排斥するため、被告が原告の権利主張・事実主張を単に否定・否認するのではなく、自らが証明責任を負う事実（請求の原因と両立する）による別個の事項を主張することをいう。具体例は後述する。

- 7 要件事実の文献としては、司法修習で使用する「民事判決起案の手引」（司法研修所編集、法曹会出版）が簡潔かつ正確である。その他の書式集もおおむね正確であり、起案の参照には有益である。

要件事実論は、パズルのような面白さがある。

訴状に要件事実をきちんと記載するとできる弁護士と思われる？

第3 立証と証拠収集の難しさ

- 1 裁判官は、当事者の供述はほとんど信用していない。かえって不利な内容のみが採用される。

- 2 証人の証言もあまり信用されない。話は作ることができるから。

- 3 書証と客観的な事実が証拠として重要である。

書証はどのようにして取得するか - 見つけるしかない。

客観的な事実をどのようにして証拠化するか - 写真化，公的な書面の入手

4 良い証拠が見つければ，ほぼ訴訟に勝てる。

想定した事実が真実であれば，それに沿った証拠は見つかる（はず）。

第4 民事紛争の具体的事例

1 [事例1] 売買代金 訴訟物 = 売買契約に基づく代金支払請求権

条文・民法555条

売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

[請求原因]

(1) 原告は、被告に対し、平成28年10月3日、テレビ1台（東芝製レグザZ810X）を代金50万円で売った。

(2) よって、原告は、被告に対し、上記売買契約に基づき、代金50万円の支払いを求める。

[抗弁] 同時履行（民法533条）

被告は、原告が本件テレビを引き渡すまで、その代金の支払を拒絶する。

[再抗弁]

原告は、被告に本件テレビを引き渡した。

東芝の危機。もんじゅ解体 - 原発はやっぱり恐ろしいか？

2 [事例2] 貸金 訴訟物 = 消費貸借契約に基づく貸金返還請求権，利息契約に基づく利息請求権，履行遅滞に基づく損害賠償請求権

条文・民法587条

消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

[請求原因]

(1) 原告は、被告に対し、平成 1 8 年 1 1 月 1 日、2 0 0 万円を以下の約定で貸し付けた。

弁済期 平成 1 9 年 1 月 3 1 日

利息 月 1 パーセント

損害金 年 1 5 パーセント

(2) 平成 1 9 年 1 月 3 1 日は経過した。

(3) よって、原告は、被告に対し、右消費貸借契約に基づき、元金 2 0 0 万円並びにこれに対する平成 1 8 年 1 1 月 1 日から平成 1 9 年 1 月 3 1 日までの約定の月 1 パーセントの割合による利息及び同年 2 月 1 日から支払済みまで約定の年 1 5 パーセントに割合による遅延損害金の支払いを求める。

[抗弁] 消滅時効 (民法 1 6 6 条 , 1 6 7 条 , 1 4 5 条)

(1) 平成 2 9 年 1 月 3 1 日は経過した。

(2) 被告は、原告に対し、平成 2 9 年 2 月 1 0 日、右時効を援用するとの意思表示をした。

[再抗弁 1] 時効中断 (民法 1 4 7 条 , 1 5 3 条)

(1) 原告は、被告に対し、平成 2 8 年 9 月 1 5 日、本件貸金債務の履行を催告した。

(2) 原告は、原告は平成 2 9 年 2 月 2 0 日、本件訴えを提起した。

[再抗弁 2] 時効援用権の喪失

被告は、原告に対し、平成 2 9 年 2 月 1 5 日、本件貸金の支払の猶予を申し入れた。

判例 債務につき消滅時効が完成した後に、債務者が債務の承認をした以上、時効完成の事実を知らなかったときでも、以後その完成した消滅時効の援用をすることは許されないと解するのが信義則に照らし相当である。(最大判昭 4 1 ・ 4 ・ 2 0)

3 [事例3] 売買代金 訴訟物 = 売買契約に基づく代金支払請求権, 履行遅滞に基づく損害賠償請求権

[請求の原因]

- (1) 原告は, 被告との間で, 平成25年2月20日, 別紙物件目録記載の土地を代金8000万円, 支払期日同年3月末日の約定で売るとの合意をした。
- (2) 原告は, 被告に対し, 平成25年3月末日, 上記売買契約に基づき, 上記土地につき所有権移転登記手続をするとともに, これを引き渡した。
- (3) 平成25年3月末日は経過した。
- (4) よって, 原告は, 被告に対し, 上記売買契約に基づき, 代金8000万円及びこれに対する上記引渡日の翌日である平成25年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(物件目録)略

[抗弁] 錯誤(民法96条)

- (1) 被告は, 本件土地売買契約当時, 本件土地の南方50メートルの地点に 北陸新幹線の駅が設置される計画はなかったにもかかわらず, 右計画があるものと信じていた。
- (2) 被告は, 原告に対し, 本件売買契約締結に際し, 右計画があるので本件土地を店舗用地として買い受けると述べた。

民法95条

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

判例 意思表示をなすについての動機は、表意者が当該意思表示の内容としてこれを相手方に表示した場合でなければ、法律行為の要素とはならない。(最判昭29・11・26)

[再抗弁] 民法95条ただし書 重過失

- (1) 本件売買契約締結直前のころ, JR西日本から本件土地の北方1キロメ

ートルの地点に駅が設置されることが公表されていた。

(2) 被告は、本件売買契約当時、同社に問い合わせるなど、上記計画の有無について調査しなかった。

北陸新幹線はもうすぐ福井に来る！(^0^)

4 [事例4] 建物収去土地明渡し 訴訟物 = 所有権に基づく返還請求権としての土地明渡請求権

[請求の原因]

(1) 原告は、別紙物件目録記載(1)の土地を有している。

(2) 被告は、右土地上に同目録記載(2)の建物を所有して上記土地を占有している。

(3) よって、原告は、被告に対し、上記土地所有権に基づき、上記建物を収去して上記土地を明け渡すことを求める。

(物件目録)略

[抗弁] 占有権原 - 賃貸借

(1) 原告は、被告に対し、平成25年2月1日、本件土地を、賃料1か月5万円、賃貸期間同日から30年間の約定で賃貸した。

(2) 原告は、被告に対し、右同日、右賃貸借契約に基づき、本件土地を引き渡した。

第5 民事裁判等に対する司法書士の関与

1 司法書士の権限 - 司法書士法3条 簡裁訴訟代理等関係業務(法務省)

簡易裁判所における(1)民事訴訟手続、(2)訴え提起前の和解(即決和解)手続、(3)支払督促手続、(4)証拠保全手続、(5)民事保全手続、(6)民事調停手続、(7)少額訴訟債権執行手続及び(8)裁判外の和解の各手続について代理する業務、(9)仲裁手続及び(10)筆界特定手続について代理をする業務

- 2 裁判所法 33 条 1 項 1 号 訴訟の目的の価額が百四十万円を超えない請求
上限金額をあげられないか？ 弁護士業界の状況（増員の結果，質の問題）
- 3 民事裁判に対する司法書士の関与
 - （ 1 ） 訴状，答弁書，準備書面，証拠調べ請求書の作成
 - （ 2 ） 証拠の収集，陳述書等の作成
 - （ 3 ） 証人尋問，本人尋問の支援
裁判官から，「弁護士に依頼しなさい。」という圧力がかかる。
私は，司法書士を介した和解に積極的に応じている。
- 4 今後の司法書士業の展望
 - （ 1 ） 弁護士業も展望は不透明
 弁護士の大増員
 法科大学院の定員割れ続出
 予備試験合格者の増加。
 - （ 2 ） 登記業務の民営化？ の問題
 - （ 3 ） 業務の拡大

以 上